

MA2015-11

船舶事故調査報告書

本報告書は、平成27年10月29日に公表した報告書を、
平成27年11月26日に公表した正誤表により訂正したものです。

平成27年10月29日

船舶事故調査報告書

平成27年9月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月30日 15時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市芋埼西北西方沖 芋埼灯台から真方位300° 1,400m付近 （概位 北緯34° 20.07′ 東経129° 15.22′）
事故調査の経過	平成26年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三勝栄丸、16トン NS2-17002（漁船登録番号）、個人所有 16.45m（Lr）×3.49m×1.56m、FRP ディーゼル機関、514.85kW、平成元年11月18日 第290-46868号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 秀丸、5トン未満 290-36587長崎、個人所有 5.22m（Lr）×1.79m×0.89m、FRP ガソリン機関、36.78kW、平成2年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年4月18日 免許証交付日 平成24年3月19日 （平成29年4月3日まで有効） B 船長B 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年12月8日 免許証交付日 平成25年10月15日 （平成30年12月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板及びバルバスバウに擦過傷 B 右舷外板に擦過傷及び船外機に濡損
事故の経過	A船は、船長Aが乗り組み、平成26年7月30日13時30分ごろ対馬市櫛漁港を出港し、途中、乗組員Aを乗り組ませ、対馬南西方

	<p>沖の漁場に向かった。</p> <p>船長Aは、芋埼西北西方沖において、操舵室で立ってレーダーを使用しながら操船を行い、自動操舵により針路を西北西に向け、約10ノットの対地速力で航行中、反航船1隻を左転して避けて舵を中央に戻したところ、15時00分ごろ船首に衝撃を感じた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、30日09時20分ごろ釣りをを行うため、芋埼西北西方沖で四爪錨を使用して錨泊した。</p> <p>B船は、船長Bが、芋埼沖を西進しているA船に気付き、その後A船が約100mに接近したので、^{まき}竿を振り、更に接近するので機関を始動して後進としたがすぐに停止し、その後始動できず、15時00分ごろその右舷船首部とA船の船首とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船が転覆して船外に投げ出されたが、A船に救助され、また、B船は、A船により最寄りのマリナーにえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、マスト及び窓枠で船首方に死角を生じていたものの、左転して避けた反航船1隻以外に船首方には他船はいないものと思い、レーダーを使用するなど船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかった。</p> <p>船長Aは、衝突するまで船首方で錨泊していたB船に気付かなかった。</p> <p>B船は、笛を備え、黒色球形形象物を操縦室の上方に表示していた。</p> <p>船長Bは、航行中のA船が錨泊中のB船を避けると思っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を脱いで傍らに置いており、着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、芋埼西北西方沖を自動操舵で西北西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船が左転して避けた反航船1隻以外に船首方には他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、芋埼西北西方沖で釣りをを行いながら錨泊中、船長Bが、A船がB船を避けるものと思い、接近するまで衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Bは、B船が錨泊していたことから、航行中のA船がB船を避けるものと思っただけのものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、芋崎西北西方沖において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが船首方に他船はいないものと思ひ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がB船を避けるものと思ひ、接近するまで衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中は、見張りを適切に行うこと。 ・ 錨泊中においても、接近する船舶に注意して早期に機関を始動するなど衝突を避けるための動作をとること。

付図1 事故発生経過概略図

